

赤磐市未来世代のまちづくり推進事業の企画立案及び  
運營業務 受託者選定プロポーザル実施説明書

令和6年4月

赤磐市 市民生活部 協働推進課

## 1. 業務名

赤磐市未来世代のまちづくり推進事業の企画立案及び運営業務

## 2. 目的

赤磐市が実施する「赤磐市未来世代のまちづくり推進事業の企画立案及び運営業務」について受託者を選定するために、提案方式による業者選定を実施する。

## 3. 業務内容

本業務に係る業務内容については、別紙「赤磐市未来世代のまちづくり推進事業の企画立案及び運営業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）によることとする。

## 4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

## 5. 提案上限額（消費税込み）

1,800,000 円

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

※支払条件：契約期間の前期と後期の分割払いを原則とする。

## 6. 選定方法

公募型プロポーザル方式を実施し、選定委員において審査を行い、最高点となった事業者1者を選定する。

## 7. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 岡山県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人で、岡山県においてまちづくりの活動実績を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 赤磐市長から、建設工事等入札参加資格者にかかる指名停止措置を受けていない者。

- ④ 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成１８年赤磐市告示第１１４号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成１６年法律第７５条）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 過去５年間（令和元年度～令和５年度）に国、地方公共団体において、本業務に類似する同等以上の業務受託実績があり、業務手法に精通していること。

## ８．参加申込書の提出

### （１）提出期間

令和６年４月２３日（火）から令和６年５月２日（木）まで

### （２）提出方法

提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前９時から午後４時までとする。ただし、赤磐市の休日定める条例（平成１７年赤磐市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和６年５月２日（木）午後４時必着とし、簡易書留に限る。

### （３）提出場所

赤磐市市民生活部協働推進課

### （４）提出書類

①企画提案参加申込書（様式第１号）１部

②法人を証するもの １部

法人の定款又は、登記簿（３か月以内の発行のもの）等、写し可。

③過去５年間の活動報告書（任意様式） １部

（代表的な活動の実績報告書の写し、パンフレットでも可）

④未納がないことを証明する書類（３か月以内の発行のもの） 各１部

直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岡山県が賦課するすべての税目）、市区町村税（契約権限のある事務所が所在する市町村が賦課するすべての税目）の納税証明書等を提出すること。写し可。代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目についても納税証明書等を提出すること。

※任意様式はA4判で作成すること。

### （５）提出部数 各１部

### （６）参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、令和６年５月９日（木）までに電子メールで通知する。

## ９．質疑の受付及び回答

（１）受付期間 令和６年４月２３日（火）から令和６年５月７日（火）午後４時まで

（２）受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（別記様式１）に記入の上、電子メールにて提出すること。

- (3) 回 答 公平性を保つため、令和6年5月10日（金）までに質問内容の回答のすべてを赤磐市ホームページで公表する。
- (4) 提 出 先 赤磐市市民生活部協働推進課 E-mail (kyodo@city.akaiwa.lg.jp)  
※件名の先頭に「赤磐市未来世代のまちづくり推進事業に関する質問」と必ず記載すること。  
※受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

## 10. 参加申込の辞退

企画提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和6年5月20日（月）午後4時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

### (1) 提出方法

下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後4時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和6年5月20日（月）午後4時必着とし、簡易書留に限る。

### (2) 提出場所

赤磐市市民生活部協働推進課

## 11. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類及び作成要領

#### ① 企画提案書（任意様式）

ア) 提出部数は製本1部（押印したもの）、副本（6部）

イ) 仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、法人概要、事業実績、業務の実施手順及び実施体制（責任者及び担当者の配置、連絡体制等）、業務スケジュールを具体的に記載すること。

ウ) 提案書は、A4判で製本して提出すること（A3判を使用する場合は折り綴じること。）

#### ② 見積書（任意様式）

ア) 提出部数は製本1部（押印したもの）、副本（6部）

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

(2) 提出期限 提出依頼日から令和6年5月21日（火）午後4時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお持参の場合は、各日とも午前9時から午後4時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和6年5月21日（火）午後4時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載すること。

(4) 提出先 赤磐市市民生活部協働推進課

## 12. 審査方法等

提案参加者から提出された企画提案書について、選定委員会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案参加者から提出された書類及び企画提案書について、総合的に審査し、望ましい提案の選定を行うものとする。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和6年5月24日（金）

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、計画書策定に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。準備、片付けの時間は各10分とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等を用いることができる。プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。他の機器等（パソコン等）を使用する場合は提案参加者が準備すること。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

1. 理解度

本事業の目的を理解しているか。

2. 具体性

事業の内容や実施方法は、具体的・現実的に考えられているか。

3. 業務遂行能力

提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。

4. 実現可能性

実現可能な事業計画が行われているか。

5. 熱意

最後まで続ける熱意があると見込まれるか。

6. 実績

同様の業務を遂行した実績はあるか。

7. 独創性

独自の創造性があるか。

8. 予算の整合性

実現可能な予算の積算が行われているか。

審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。

### 1 3. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次順位者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

### 1 4. その他

- ① 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- ② 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者を選定する。
- ③ 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- ④ 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- ⑤ 提出書類は返却しない。
- ⑥ 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- ⑦ 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- ⑧ 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- ⑨ 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- ⑩ 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- ⑪ 受託候補者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

## 15. 担当部署（問い合わせ先）

〒709-0898

岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市 市民生活部 協働推進課 担当：小寺

TEL：086-955-1114

FAX：086-956-3016

E-mail：kyodo@city.akaiwa.lg.jp